

様式第1号（第2条関係）

漏水等による水道料金軽減申請書

令和 年 月 日

（宛先）志摩市水道事業
志摩市長

住 所

氏 名

電 話（ ）

漏水等による水道料金の軽減に関する規程に基づき、漏水修理証明書を添えて水道料金の軽減の適用を申請します。

記

メーター番号

お客様番号

設置場所

（水道所有者）

氏 名

電 話（ ）

様式第2号（第7条関係）

漏 水 修 理 証 明 書

令和 年 月 日

（宛先）志摩市水道事業
志摩市長

志摩市指定給水
装置工事事業者

電 話（ ）

漏水のため、下記の給水装置を 月 日修理しましたので、証明します。

記

メーター番号

お客様番号

設置場所

（水道名義人）

氏 名

電 話（ ）

◎ 裏面に修繕状況等を明記してください（修理箇所、内容、写真等）。
又は「漏水修繕報告書」を添付してください。

漏水等による水道料金の軽減を申請される方へ

【申請に必要なもの】

- ・漏水等による水道料金軽減申請書 …… 使用者本人が記入してください。
- ・漏水修理証明書 …… 修理を依頼された指定工事事業者が作成してください。

【注意】

- ・漏水修理は志摩市指定給水装置工事事業者の指定を受けた水道業者へ依頼してください。
 - ・指定業者以外で修理をされた場合は、軽減を受けることができませんのでご注意ください。
 - ・軽減対象期間は、漏水していた期間のうち2ヶ月間までとなります。
 - ・軽減額の算定に修理後の使用水量を参考とする場合がありますので、申請から2ヶ月程度かかる場合があります。
 - ・漏水軽減は漏れたと考えられる水量の料金を全て減額するものではありません。
 - ・軽減後、過納となった場合は、直近の水道料金に充当します。
- ただし、充当してもなお過納の場合は、充当せず、過納分全額を水道料金口座に還付します。